

第1回九頭竜川流域委員会準備会議審議骨子

・ 規約（案）について

河川管理者から提案された九頭竜川流域委員会準備会議規約の案の通り承認された。

・ 議長選出

規約第7条1項により、池淵委員が議長に決定した。

・ 準備会議の運営方針（案）について

河川管理者の提案した以下の準備会議の運営方針の案が了承された。

- ・ 九頭竜川流域委員会準備会議の運営方針（審議の進め方や公開方法等）は、準備会議で決定する。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も準備会議が行う。
- ・ 近畿地方整備局及び福井県は、準備会議委員から求められた時、河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関与しない。

・ 準備会議の公開（案）について

1. 取材の方法について

- ・ 会議風景のTV・ビデオ撮影・写真撮影及び発言の録音については、議事の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とする。
- ・ ただし、個人のプライバシーに関わる部分の報道については、マスコミに対し常識やモラルを踏まえた扱いを求めることとする。

2. 会議の傍聴対象者

- ・ 原則的に制限しないこととするが、会場に入りきれない場合には先着順とする。
- ・ 庶務は、できるだけ大きな会場を用意するとともに、もし傍聴者が入りきれない場合に、会場外でモニター等による傍聴が可能となるよう措置を講ずる。

3. 会議開催の案内

- ・ 会議開催の案内については、記者クラブに対する情報提供、福井工事事務所・福井県等のホームページ、及び県や流域市町村の広報紙により行う。
- ・ 有料広告については行わない。
- ・ 流域市町村の広報紙による開催案内については、庶務から市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の市町村の判断に委ねることとする。

4. 会議資料等の公開

- ・ 準備会議資料については、原則的に公開する。議事録については、すべての内容を公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。
- ・ 公開する場合の方法については、準備会議のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・ 会議資料は、別表の設置場所において、供覧・貸出を行う。
- ・ なお、会議資料は色々な電子情報ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努めることとする。

5. 個人名等の公開

- ・ 委員選定段階での個人名等の公開の取り扱いについては、審議段階では伏せることとする。

6. 記者会見

- ・ 準備会議終了後の記者会見は、行わない。
（ただし、議長が必要と認めるときは、記者会見を行う。この場合、一般傍聴者も参加できることとする。）

7. その他

- ・ 一般傍聴者の審議中の発言は、認めないこととする。
（なお、審議終了後の発言機会の取り扱いについては議長の判断に委ねる。）